## ¦当行窓口で取扱っている信託商品 ¦について、次の点にご留意いただ ¦きますようお願いいたします。

- ■信託商品は、預金ではありません。
- ■信託商品は、一部商品を除き預金保険の対象ではありません。
- 信託商品は、一部商品を除き元本の補てんの契約をしておりませんので、払込みいただいた金額が保証されている商品ではありません。
- 元本の補てんの契約をしていない信託商品の運用による損益 は、信託商品を購入されたお客さま(受益者)に帰属いたし ます。
- みなと銀行は、お客さまと株式会社りそな銀行との間で契約 締結の媒介を行うことになります。この場合、信託契約の当 事者はお客さまと株式会社りそな銀行となります。
- みなと銀行は、一部の商品について、お客さまと株式会社り そな銀行との間で、株式会社りそな銀行の代理として契約締 結を行う場合があります。この場合も、信託契約の当事者は お客さまと株式会社りそな銀行となります。
- ■契約締結の判断はお客さまご自身で行っていただきます。信託引受の判断は商品毎に異なり、契約締結の媒介を行う場合は株式会社りそな銀行が、契約締結の代理を行う場合は株式会社みなと銀行がそれぞれ行います。

